

のら
【市民】運動場
特定秘密保護法
と

秘密法の真の狙いは何か？

宮崎 俊郎



「秘密保全法」から「特定秘密保護法」へと推進側の名称変更は成功したが、運動側のネーミングは迷走し、結局「秘密保護法」に落ち着いた。これまでも「盗聴法」や「共謀罪」など運動側のネーミングによってその法案の本質を見事に表現し、反対運動が大衆化していったということからも、いかにネーミングが大切かがうかがえる。

そういう意味においては、共通番号法についても「マイナンバー」という推進側のネーミングにやられてしまったし、秘密法についてもネーミングについて成功しなかった時点で、運動側はマイナス地点から出発せざるをえなかったのである。本稿はその表記を「秘密法」に統一する。

*何が秘密？ それが秘密

最初に5団体で作った「何が秘密、それが秘密」法に反対するネットワーク（秘密法反対ネット）のネーミングがまさに法案の本質を捉えていた。

秘密を領域として指定した時点で、その領域そのものの存在を秘密とせざるをえないという根本矛盾を、秘密領域指定は抱え込まずに密

約」はその内容ではなく、存在が知れることで半分以上公開されたに等しい。だから国家秘密を認めた領域は必ずブラックボックス化されるため、国家秘密の存在を前提とした法体系を認めないという立場に私たちは立つべきなのである。

つまり、法としては「情報公開法」で国の保有する情報はすべて公開すべきものであることを明確化した上で、公開できないものがあるとするれば個別妥当性を具体的に判断するものでなければならぬ。

ところが、現行の情報公開法は第3条において「国の安全が害される恐れがある」「犯罪の防止・鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある」といずれも行政機関の長が認めることによって、非常に曖昧な線引きで非公開領域を認めてしまっている。さらに第8条では「開示請求に対して当該開示請求にかかる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、行政機関の長は当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」という「存否応答拒否」を認めてしまっている。

このように現行情報公開法は秘密法と親和的であり、国家情報をめぐってコインの表裏となっている以上、非開示領域を当初から指定しないものへと抜本改正の必要がある。民主党の情報公開法改正案はこのような視点からすれば、極めて中途半端で不十分なものであったと言わざるをえないが、順序からすればまずは情報公開法の改正が先だったのだ。

*強行採決はシナリオ通り？！

マイナス地点からの出発であったにもかかわらず、過去の治安立法の中でもこれほど短期間のうちに反対運動の盛り上がりを見せた課題は他にないだろう。日比谷野音に2回にわたって1万人を超す参加者を集めたのは、秘密法の問題性が多義的であったこと、そして憲法改悪を先取りする戦争国家化の臭いを多くの人々が嗅ぎ取ったからだ。

11・21の日比谷野音の集会実行委員会にも実に多様な人々が集まった。私たちのような反監視・管理、盗聴法や共通番号に反対するグループ、憲法改悪に反対するグループ、新聞労連や出版労連などのメディア関連労組、憲法・刑法などの学者グループなど、反対運動の中核を担った人々もこれまでにない多様な顔ぶれだった。残念ながら私は11月中旬に自転車事故で左足を骨折したためにその後の運動にほとんど参加できず、その熱気を肌で感じとることはできなかったが、連日の国会周囲の行動に集まる人数を見ても廃案への

期待は大きく膨らんだ。

しかし、結果は強行採決による成立。たとえ反対運動が高揚しても、短期のうちに成立させるというシナリオは法案提出時にできあがっていたのではないだろうか。秘密法の推進勢力は支持率の高い政権下で短期間のうちにその本質を追及されないように国会において成立させるという戦術を選択した。だからそれは民主党の野田政権ではなく支持率の高い安倍政権だったのである。このまま安倍政権が継続すれば盗聴法の拡大や共謀罪も成立



「秘密保護法」廃案を求める国会前デモ。2013年12月6日。レイバーネット日本より転載

してしまいう危険性が拭えない。そういう意味からも安倍を引き摺り下ろすことは私たち市民運動にとっても避けて通れない最大の課題なのだ。

さて秘密法の最大の推進勢力とは何だったのだろうか。私は、防衛省でも外務省でもなく、市民監視の精緻化と秘匿化を狙う警察庁だったのではないかと考えている。

* 真の狙いは市民監視の日常化・精緻化・秘匿化

秘密法ができないと、防衛上の秘密保護はアメリカの要求する水準に達しないという神話が政府からは垂れ流された。しかし、秘密法以前に日本における防衛についてはほぼ秘密保全体制ができあがっていたと見られる。

戦後サンフランシスコ講和条約によって日米安全保障体制が確立すると早くも1952年には刑事特別法、1954年にはMDA秘密保護法（編注／日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）によって防衛情報保護の基礎が確立された。2001年には自衛隊法が改悪され、防衛秘密取扱従事者・従事経験者の故意の漏洩は5年以下の懲役、過失の漏洩は1年以下の禁錮、共謀・教唆・扇動は3年以下の懲役となった。防衛情報に対する秘密保全体制はほぼこの時点で完成していたのだ。

さて、秘密法における特定秘密の指定される範囲について見てみよう。①防衛②外交③安全脅威（スパイ）活動の防止④テロ活動防止、

の4領域だが、防衛・外交以外の領域の主管官庁は警察庁である。先述の防衛保全体制の流れを見ても今回の秘密法の最も大きな狙いは防衛・外交における秘密保全体制を一挙に市民生活にまで広げ、間断なき管理・監視体制を構築した上で、その体制を市民には特定秘密として見せない警察の特権化を拡大させることにあったと私は考える。こういう観点から見れば、秘密法のターゲットは決して公務員、政治家、メディアなどの一部の人間に限定されることなく、市民の日常生活をも対象としていくと捉えるべきだろう。特に反政府的な運動への公安警察の情報収集は「テロ行為」を自民党石破幹事長のように拡大解釈して拡大されると同時に秘匿化されていき、ますますブラックボックス化していくだろう。

今後盗聴法の拡大、そして共謀罪の創設が控えており、これらを貫いているのは警察権力の強大化による警察国家化であり、それによる間断なき市民社会の監視・管理強化である。共通番号法と秘密法の具体的運用に対して私たちは監視の目を緩めず、両者の廃止を展望していきたい。秘密法についてはすでに『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」が立ち上がり、全国ネットワークの呼びかけ、全国署名の取り組みなど秘密法廃止に向けて着実に動き出している。私たちは決して諦めない！

（みやざき・としお／秘密法反対ネット・反住基ネット連絡会）